

# 作業届

年 月 日

枠内を完記下さい。

※ 作業届は、作業予定日の「5営業日前」までにご提出下さい。作業届のない作業や荷物の搬出入はお断りします。

※ テナント責任者名④のない作業届は受け付けません(特に、テナント専用部の開錠をとまなうものは、必ず責任者④を押印下さい)。

※ 「定期入館証」をもち、B3Fから入館する運送事業者の方でも、大量の荷物を搬入する場合は、作業届を提出下さい。

|   |  |
|---|--|
| テナント名 ( )階                                    | テナント責任者名 ④   |
| 業者名   | 電話番号( )  |
| 作業責任者   | ← 作業内容を確認する際に、説明のできる方  |
| 作業日時  | 月 日 ( ) 時 分 から<br>月 日 ( ) 時 分 まで   |
| ※ 平日の搬出入作業で、作業時間が1時間以上の場合は、時間調整させていただく場合があります |  |
| 作業場所  | 階 作業人員( )名   |
| 作業内容  | 必ず該当事項にチェック☑し、具体的な作業内容を記載して下さい   |
| <input type="checkbox"/>                      | 什器・備品、自販機、機械類、荷物、段ボールに入った書類などを「台車」を使って搬出入する作業<br>※具体的な作業内容を必ずご記入下さい。(記入例)「机 50台 の搬入」、「コピー機の搬入」、「自販機の搬出」など<br><div style="text-align: right; border: 1px dashed green; padding: 2px; display: inline-block;">確認の上、○</div><br>搬入車輛:車種 _____ 台数 _____ 台 ※車高 2.6m以下を確認 済 |
| <b>重要</b>                                     | 台車の荷物は、必ず B3F 「荷さばき場」から搬出入ください。<br>1Fロビー や B1F車寄せ からの搬出入は いかなる理由でもお断りします。<br>地上高 2.6m を超える車両で、B3F 「荷さばき場」に進入することはできません。<br>必ず 2.6m 以下の車両で来館下さい。 詳細は、裏面の注意事項を参照下さい。   |
| <input type="checkbox"/>                      | 工事作業等(点検、清掃、現場調査など)  |
| <input type="checkbox"/>                      | MDF、IDF関係作業  |
| ↓   | ※具体的な工事内容を必ずご記入下さい。  |
| ↓   | ※MDF等の具体的作業内容をご記入下さい。  |
| (記入例) 「通信回線の現調」、「塗装工事」、「配管の切断作業」、「電気照明移設工事」など |  |
| <b>重要</b>                                     | ・騒音・振動が発生する作業は、曜日に関わらず、22時～翌朝 8時までにはお願いします。但し、B2F～1Fは、23時以降となります。<br>・油性塗料の使用はお断りします。その他、揮発性溶剤を使用する場合は、必ず事前にご相談下さい。<br>・当ビルでは、 <b>消防署より火無工法での作業を指導されております。</b><br>火花、直火をとまなう工具(切断砥石、バーナー、ガス溶断機、溶接機など)の使用は、一切お断りします。  |

回付

エステック処理欄

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

## 荷物・什器等の「搬出入ルール」について（重要）

### 1. 搬出入ルール徹底のお願い

- 台車を使用する搬出入は、**必ず 5営業日前までに「作業届」を提出下さい。**「作業届」のない搬出入は、いかなる場合でもお断りいたします（デリバリー・センターにて「定期業者登録」を行っている場合を除く）。
- **荷さばき場(B3F)は車高制限(2.6m以下)があります。** 外部の運送業者に委託される場合は、必ず「**車高2.6m以下の車両**」で来館するようお伝え下さい。運送業者都合で、2.6mを超える車両で来館し、強引に1FやB1Fから搬出入を行う行為は、いかなる理由でも許可できませんので、ご注意下さい。
- **通行人の安全と床面保護のため、1FおよびB1Fからの重量物の搬出入は固くお断りいたします。** これまで、1Fから台車で荷物を搬入し、台車を通行人の足首に当てて骨折させる事故や、台車を使用した重量物の搬出入による床面および外構タイルの「割れ」が頻繁に発生しております。1FやB1Fからの搬出入によって人身傷害やビル内外装を損傷させた場合、運送業者や運送委託者に連帯して損害賠償していただきますので、ご注意下さい。

### 2. 「引っ越し」や「重量物」等の搬出入について（例外措置）

- 引っ越し時や、200kgを超えるような重量物、通行人の通行を妨げるような長尺物等も、B3Fの荷さばき場から搬出入していただくのが原則です。  
やむを得ない事情がある場合は、必ず事前に管理会社(03-3342-3511)へご相談ください。
- 例外措置として1Fからの搬出入を認められた場合でも、「北側玄関」からの搬出入は厳禁です。「南側玄関」をご利用ください。また、安全確認のために最低でも1名の「安全誘導員」の配置をお願いします。  
**(1F、B1Fから搬出入される場合は、必ず下記欄に責任者の記名・捺印をお願いいたします)。**
- また、1個体あたり200kgを超える重量物や大量の荷物の搬出入の場合は、建物の内装を損傷しないよう十分な「養生」をお願いいたします。**「重量物」および「引越時」の養生は、エステックのデリバリー・センターが有償で行います。**
- 上記はあくまで例外措置です。1FやB1Fからの搬出入に起因する事故については、運送業者および運送委託者に連帯して責任を負っていただきます。

上記の荷物の「搬出入ルール」について確認しました。1FやB1Fからの搬出入については、通行人の安全および養生について十分に配慮し、館内ルールを遵守して搬出入を行います。

テナント名

テナントの責任者・氏名

印